

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

第1節 循環型社会システムの確立

現状と課題

20世紀に入って高度に展開してきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動様式は、効率性や利便性といった大きな恩恵をもたらす一方で、物質循環の環を絶ち、健全な循環を阻害するといった側面も有していました。このため、使用済物品等を含む廃棄物の量の増大や多様化に伴う処理の困難化、最終処分場の残余容量のひっ迫と設置を巡る紛争及び不法投棄の増大、焼却によるダイオキシン類の発生等様々な問題が生じています。

これらの問題を解決していくためには、資源の有限性や生産・流通・消費・廃棄の各段階で環境への負荷が生じていることを認識し、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動様式から、天然資源の消費の抑制と物質循環が図られた、環境への負荷が少ない資源循環型社会へ移行していくことが急務となっています。

このため、国では、資源循環型社会を実現するための基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」や「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等の法整備を進めるとともに、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、基本的方針や政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、資源の循環的な利用（リサイクル・リユース）、廃棄物の適正処理等の推進を図っています。

本県においても、一般廃棄物の分別収集の促進や、県民、事業者、行政が一体となったりサイクル、ごみ減量化への取り組み等を進めてきましたが、平成13年度における一般廃棄物の総排出量は、約329千トン、1人1日当たり排出量は1,014gであり、平成3年度の総排出量257千トン、1人1日当たり排出量815gに比べると、総排出量で28.0%、1人1日当たり排出量で24.4%、それぞれ増加しています。

また、平成10年度における本県の産業廃棄物の総排出量は1,913千トンで、このうち、799千トンが再生利用されています。

今後、こうした状況やこれまでの取り組みを踏まえ、資源循環型社会の実現に向け、私たち一人ひとりがそれぞれの役割分担のもと、生活様式等の転換や、資源の循環的な利用、廃棄物の適正な処理を進めて行く必要があります。

施策の方向

1 循環型社会システムの確立

1-1 生活様式等の転換の促進

1-2 資源の循環的な利用の促進

1-3 廃棄物の適正処理の推進

1-1 生活様式等の転換の促進

- (1) 日常生活において、過剰包装の辞退、長寿命製品の使用、使い捨て製品の購入や使用の自粛など、ごみの発生抑制に向けた消費行動の促進や省資源、省エネルギーの重要性について意識啓発を積極的に進めます。
- (2) 事業活動において、廃棄物の発生が少ない製品の開発や製造・販売の促進、使い捨て製品の製造、販売及び過剰包装の自粛や省資源、省エネルギーへの取り組みを促進します。
- (3) 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。
- (4) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全体的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (5) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や適正な処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
- (6) 一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の減量化等に取り組む市町村に対し技術的な援助を行います。
- (7) 市町村における環境マネジメントシステム等の導入の促進に努めるとともに、その導入に関する情報提供、助言等を行います。
- (8) 国のガイドライン等を踏まえた環境マネジメントシステムの導入に関する普及啓発を進め、事業者における環境に配慮した企業経営の促進を図ります。
- (9) 事業者が行う ISO14000 シリーズの認証取得に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- (10) 環境に配慮した事業活動を促進するための研究会の開催や ISO14000 シリーズの認証取得のためのアドバイザーを派遣します。
- (11) 「山梨県環境保全率先行動計画」に基づき、県自らが事業者、消費者として、省資源、省エネルギーの推進、グリーン購入の推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減に積極的に取り組みます。

1-2 資源の循環的な利用の促進

- (1) 「容器包装リサイクル法」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なリサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な援助を行うとともに、県民への普及啓発を行います。
- (2) 「家電リサイクル法」の適正、円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
- (3) 「自動車リサイクル法」の適正な運用に努めるとともに、制度の普及啓発を行い、使用済み自動車のリサイクルを促進します。
- (4) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の普及啓発により、食品循環資源の再生利用等を促進します。
- (5) 県内の再生資源を利用し県内で製造されたリサイクル製品の認定を行い、認定製品の利用の促進や県内リサイクル産業の育成を図ります。
- (6) 民間の経営能力を活用した資源回収、リサイクル、リユース等に関するエコビジネスの促進に努めます。
- (7) 建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なリサイクルの指導を行うとともに、「山梨県建設リサイクル推進計画」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化、縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
- (8) 農業生産資材廃棄物（廃プラスチック等）のリサイクルや適正処理を促進します。
- (9) 家畜排せつ物の堆肥化施設やエネルギー化施設等の整備とともに、農家との連携による堆肥の安定的な流通体制の確立を図る等、家畜排せつ物の再生利用を推進します。
- (10) 事業者が行うリサイクル等に資する施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

1-3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 地域住民の理解を得るなかで、公共関与による廃棄物最終処分場の確保を積極的に進めます。
- (2) 「山梨県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村の広域的連携による一般廃棄物の適正な処理体制の整備を推進します。
- (3) ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設の設置者に対して構造基準、維持基準の徹底を図るとともに、ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。
- (4) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視、指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の徹底を図ります。
- (5) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、監視の一層の強化を図るとともに、適正処理に関する普及啓発に積極的に努めます。
- (6) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画」を策定し、適正処理の促進を図るとともに、中小の企業者が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に拠出します。

環境指標

指 標 の 項 目	現 状 値	目 標 値
1. 一般廃棄物総排出量	329 千 t(H13)	312 千 t(H23)
2. 県民 1 人 1 日当たりごみ排出量	1,014g/日(H13)	937g/日(H23)
3. 一般廃棄物リサイクル率	15.5%(H13)	28%(H23)
4. 産業廃棄物総排出量	1,913 千 t(H10)	1,913 千 t(H23)
5. 産業廃棄物再生利用量	799 千 t(H10)	918 千 t (H23)
6. 産業廃棄物最終処分量	367 千 t(H10)	134 千 t(H23)

第2節 豊かな自然環境の保全

現状と課題

本県は、富士山や南アルプスなど急峻な山々に囲まれるとともに、盆地特有の内陸的気候のもと、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育しています。また、県土の78%を占める森林は、本県の豊かな自然環境の基盤を成しており、森林によって育まれた水は、富士川、相模川、多摩川水系等により、上下流域に多くの恵みを与えています。

これら豊かな自然環境が創り出す優れた自然風景を保全し、適正な利用を図るため、県内には国立・国定・県立合わせて6地域、12万1千ha(県土の27.1%)の自然公園が指定され、自然の保護及び適切な利用のための施設整備が行われています。また、森林の持つ水源かん養や県土保全等の機能を高度に発揮させるため、保安林の計画的な指定と維持管理を行っています。野生生物については、鳥獣保護区の指定による生息環境の保全と絶滅のおそれのある種の保護など、生物多様性の確保のための取り組みが行われています。

我が国では、「自然環境保全法」(昭和47年制定)や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4年制定)等に基づき、原生な自然環境や希少な野生動植物の保全、保護に努めています。

また、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として「自然再生推進法」が平成15年1月から施行されました。

こうしたなかで、近年、希少野生生物の個体数の減少が見られ、本県でも、特別天然記念物であるライチョウは、国内に生息する絶滅のおそれがある野生動物として「種の保存法」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定されていますが、個体数の激減が懸念されています。また、氷河時代の遺存種であるキタダケソウや、アツモリソウなども「特定国内希少野生動植物種」に指定されており、これらの貴重な野生動植物の保護を図っていくことも必要です。

一方、自然環境は、私たちの心を癒す機能を有していることから、適正な保全と利用が求められており、そのため、自然とのふれあいを確保しつつ、自然環境の保全を図る必要があります。

さらに、環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業については、環境保全上の支障を未然に防止するため、予め、事業者が地域の環境を十分調査し、事業実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表する環境影響評価(環境アセスメント)制度が不可欠です。

本県では、平成11年6月、大規模な開発事業の実施による環境への負荷をできる限り小さくするための手続き等を定めた「山梨県環境影響評価条例」を施行しました。本県の豊かな自然を次の世代に引き継いでいくため、今後とも、環境影響評価制度の適切な運用を図っていく必要があります。

施策の方向

2 豊かな自然環境の保全

2-1 多様な自然環境の保全

2-2 野生動植物の保護

2-3 自然公園等の管理

2-4 自然とのふれあいの増進

2-5 環境影響評価制度の実施等

2-1 多様な自然環境の保全

- (1) 富士山、南アルプス、八ヶ岳などの原生の自然や景観を次代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関との連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- (2) 県土の78%を占める森林の有する水源かん養、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然にやさしい河川砂防施設の整備を推進します。
- (4) 温泉資源の保護を図るため、定時定点調査や温泉資源調査を実施するとともに、温泉の適正な利活用に向けた取り組みを進めます。
- (5) 農山村の有する多様な生物等が生息する豊かな自然環境に配慮した農山村環境の保全、整備を進めます。
- (6) 過去に損なわれた生態系等の自然環境の回復、復元に向けて、「自然再生推進法」の普及啓発を図ります。

2-2 野生動植物の保護

- (1) 鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の確保に関する総合的な取り組みを推進します。
- (2) 個体数の管理調整が必要な鳥獣については特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の適正な管理を行います。
- (3) 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用し、希少野生動植物種の保護、保全を図ります。また、希少野生動植物の保護に関する条例についての研究を進めます。
- (4) 絶滅のおそれのある貴重な高山植物の採取や取引等を規制し、本県の資産である高山植物の保護を図ります。
- (5) 自然植生の分布地域や天然記念物、自然記念物等の保護を図るため、山岳レインジャーの派遣による監視活動や、絶滅のおそれのあるアツモリソウの保護等のため、希少高山植物監視員を配置するなど、希少な動植物の保護に向けた取り組みを推進します。
- (6) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動に県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (7) 在来種の生息を脅かすオオクチバス等の外来種の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。

2-3 自然公園等の管理

- (1) 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。
- (2) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進するとともに、市町村が行う管理用道路や解説板などの整備に助成します。
- (3) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物に自然監視員、山岳レンジャーを配置し、監視活動による自然環境保全を図るとともに、訪れる人々へ自然環境保護意識の高揚を図ります。

2-4 自然とのふれあいの増進

- (1) 「森の教室」における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
- (2) 森林の有する保健休養機能を発揮させるため、利活用を前提とした森林整備への取り組みを進めます。
- (3) 身近な河川や湖での水とのふれあいや憩いの機会を提供するため、河川空間を活かした公園等の整備を進めます。
- (4) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (5) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。
- (6) 公共事業については、生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した整備を推進します。
- (7) 山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋のトイレの改善・設置を図るための取り組みを進めます。
- (8) 生物多様性の確保や原生の自然環境の保全を図るため、適切なルールの下でのエコツアーや農山村での環境資源を生かしたグリーンツーリズムの展開を促進します。

2-5 環境影響評価制度の実施等

- (1) 公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行います。
- (2) 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。
- (3) 県の各種事業の実施や施策の実施段階において、率先して環境への配慮を盛り込みます。
- (4) 市町村における公共事業等の実施にあたり、環境へ配慮した取り組みを促進します。

環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 自然環境保全地区面積（自然造成地区を除く。）	3,650ha(H15)	3,650ha
2. 鳥獣保護区等指定面積	77,227ha(H15)	77,662ha(H18)
3. 自然監視員委嘱数	216人(H16)	250人
4. 山岳レインジアーの延べ人数	462人(H16)	462人
5. 緑サポーター登録者数	60人(H15)	360人
6. 自然公園等利用者数	3,381万人(H14)	3,653万人
7. 「森林文化の森」パートナー数	5団体(H15)	15団体
8. 富士山山小屋トイレ整備率	33.3%(H15)	100%
9. 河川水辺環境整備箇所数	67箇所(H15)	90箇所

第3節 さわやかな生活環境の保全と創造

現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、緑豊かな生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで大変重要な要素です。

本県では、これまで大気汚染や水質汚濁防止対策など、生活環境を保全するための取り組みを進めてきました。この結果、水質については下水道等の普及に伴う改善傾向がみられるものの、大気に関しては、首都圏からの汚染物質の移流の影響等により光化学スモッグ注意報が発令されることもあり、必ずしも良好とは言い難い状況にあります。また、騒音と悪臭の苦情件数は長期的には増加傾向となっています。

さらに、近年、廃棄物の焼却の過程等において生成・排出されるダイオキシン類などの化学物質による環境汚染が大きな社会問題となっています。

平成15年度におけるダイオキシン類の常時監視の結果、大気、公共用水域（水質・底質）、地下水質、土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成していますが、こうした環境汚染の実態把握は、今後も継続して実施していくことが必要です。

また、豊かな緑や調和のとれた美しい景観は私たちに安らぎと潤いを与えます。このため、地域における緑づくりへの取り組みを促進するとともに、歴史的な建築物が織り成す街並みや歴史的、文化的資源の保護を図っていくことが重要です。

施策の方向

3 さわやかな生活環境の保全と創造

3-1 大気汚染の防止

3-2 水質の保全

3-3 化学物質による環境汚染の防止

3-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

3-5 魅力ある景観づくり

3-1 大気汚染の防止

- (1) 大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
- (2) 「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき、ばい煙発生施設等を設置している工場や事業場の監視、指導を行い、大気汚染物質の排出基準の遵守を徹底します。
- (3) 自動車や家庭等の小規模燃焼施設からの窒素酸化物、浮遊粒子状物質等を削減するため、低公害車や低 NOx 燃焼機器の導入、アイドリングストップ等エコドライブの実行など普及啓発を推進します。
- (4) 光化学オキシダント濃度に関する情報提供や、緊急時における光化学スモッグ注意報等の発令により、光化学オキシダントによる健康被害の発生の未然防止に努めます。
また、大気環境の状況に関し、近隣都県との密接な情報交換に努めます。
- (5) 自動車排出ガスの排出抑制対策として、道路の整備や交差点の改良、交通需要マネジメントの導入、公共交通機関の利便性の向上、高度道路交通システム など IT 技術を活用し、交通の分散と円滑化を図ります。
- (6) 事業者が行う大気汚染防止のための施設の整備及び「低排出ガス車」として国土交通省の認定を受けた自動車の購入等に対し、一定要件のもと、融資を行います。

3-2 水質の保全

- (1) 公共用水域や地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するため、水質調査を行います。
- (2) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止する等、水質の保全に努めます。
- (3) 「水質汚濁防止法」等に基づき、工場や事業場に対し排水規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- (4) 「山梨県生活排水処理施設整備構想」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽などの効率的かつ適切な整備を推進するとともに、これらの適正な維持管理の徹底を促進します。
- (5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減や農地等における硝酸性窒素等による環境への負荷の低減を図るとともに、家畜排せつ物の適正処理による水質汚濁物質の排出抑制を促進します。
- (6) 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

3-3 化学物質による環境汚染の防止

- (1) ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、土壌中の濃度を測定します。
- (2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等を設置する工場や事業場の監視、指導を徹底します。
- (3) 内分泌攪乱化学物質による環境汚染について、国における動向を踏まえつつ、評価基準値が示される物質について、調査を検討します。
- (4) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質の排出・移動量の把握と排出事業者への届出の励行を指導し、環境汚染の未然防止を促進します。
- (5) 県民、事業者、県が環境中に排出される化学物質について正確な情報を共有化し、相互に意思疎通を図る化学物質の管理に関するリスクコミュニケーションの促進を図ります。

- (6) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理計画」を策定し、適正処理の促進を図るとともに、中小の企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に拠出します。

3-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

- (1) 自動車騒音・振動の抑制のため、高機能舗装や広幅員歩道の整備等に努めるとともに、関係機関と連携して、自動車交通の円滑化を促進します。また、自動車騒音の状況について、常時監視を行います。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (3) 悪臭については、臭気指数による規制手法を導入し、悪臭実態の適切な把握に努めます。
- (4) 地盤沈下量の状況を正確に把握し、地下水採取の適正化を図るため、一級水準測量や地下水観測を行います。
- (5) 土壌汚染の未然防止に向けて、工場や事業場等に対する指導や普及啓発を図ります。また、土壌汚染が発見された場合は、「土壌汚染防止法」に基づき、適切な改善対策及び指導を行います。
- (6) 良好な照明環境を実現するため、広域に影響が及ぶサーチライトなどによる光害（ひかりがい）を防止します。
- (7) 事業者が行う騒音・振動・悪臭等を防止するための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

3-5 魅力ある景観づくり

- (1) 「景観法」に基づく地域指定や、住民協定などにより地域の風土や産業と密接に関わって形成されてきた固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 都市計画区域外で景観保全が必要な地域において、建築物の高さや容積率、建ぺい率等の規制を行います。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、維持について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 富士山の美しい姿を眺望できるビューポイントの発掘を進めるとともに、富士山の景観を保全するため、森林の適正な管理に努めます。
- (6) 農山村における特徴的な風景を県民の貴重な財産として捉え、周辺の自然景観と調和した特色ある農山村景観を保全し、個性ある良好な農山村景観の創造を促進します。
- (7) 古墳や城跡など歴史的、文化的な建造物や遺跡の保護を図るとともに、それらが形成する特色ある景観や街並みの保全と活用を促進します。
- (8) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、事業者に対し普及啓発を図り、工場や事業場における緑化を促進します。
- (9) 地域において県民、民間団体、事業者の美化活動や緑化活動へ取り組みを促進し、良好で快適な街並みづくりを進めます。

環境指標

指 標 の 項 目	現 状 値	目 標 値
1. 大気汚染に係る環境基準達成率 (短：短期的評価，長：長期的評価) 二酸化硫黄 一酸化窒素 浮遊粒子状物質 二酸化窒素 光化学オキシダント	(長)100% (長)100% (長)100% (長)100% (短)0% (H15)	(長)100% (長)100% (長)100% (長)100% 達成率の向上を図ります。
2. 低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	49,940台(H15)	増やします。
3. エコドライブ宣言車両率	12.3%(H15)	16%
4. 水質汚濁に係る環境基準達成率 河川(BOD) 湖沼(COD)	81.8% 60.0% (H15)	100% 100%
5. 生活排水クリーン処理率	63.9%(H15)	82%(H22)
6. ダイオキシン類に係る環境基準達成率	100%(H15)	100%
7. 自動車騒音に係る環境基準達成率 (昼夜間とも基準値以下)	(面的評価)73.6%(H15)	達成率の向上を図ります
8. 電線類地中化延長	38.1Km(H15)	78Km
9. 国県指定文化財数	638件(H15)	688件
10. 市街地内の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	1.7m ² (H15)	2.0m ²
11. 「緑の教室」受講者数	641人(H15)	1,000人

第4節 地球環境保全対策の推進

現状と課題

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など多岐にわたり、例えば地球温暖化による影響は、気温の上昇や気候の変動、海面水位の上昇、疫病の増加、生態系や農作物への影響など、様々な影響が生じることが予想されています。さらに、現在の私たち人類への影響だけでなく、将来の世代に影響が及ぶ可能性があることが特徴です。

地球温暖化については、「気候変動に関する枠組み条約」に基づき、先進国の温室効果ガス削減目標を定めた京都議定書が採択され、我が国では、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、各主体の責務等を規定するとともに、平成14年には京都議定書を批准しました。

こうしたなか、国民や事業者による温室効果ガス排出量の削減対策が進められていますが、依然、全世界的に地上気温や平均海面水位の上昇が報告されているほか、我が国や本県の温室効果ガス排出量も増加傾向にあります。

一方、オゾン層の保護については、国際的な「ウィーン条約」、国内の「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律（フロン回収破壊法）」等により、特定フロン等の回収・破壊などの取り組みが図られ、オゾン層破壊物質の大気中への排出抑制が進んでいます。

これら地球環境問題は、私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷が原因となって引き起こされており、また、環境への負荷の発生源だけに影響が生じるのではなく、国境や地域を越えて地球規模で影響が及ぶことから、私たち一人ひとりが地域からの取り組みを推進するとともに、国際的な協調の下、対策を講じていく必要があります。

施策の方向

4 地球環境保全対策の推進

4-1 地球温暖化の防止

4-2 オゾン層の保護対策の推進

4-3 クリーンエネルギーの活用

4-4 国際協力の推進

4 -1 地球温暖化の防止

- (1) 「山梨県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら実効性のある取り組みを推進します。
- (2) 市町村における地球温暖化防止実行計画の策定や計画に基づく取り組みを支援します。
- (3) 本県における地球温暖化防止の取り組みを推進するための拠点である「地球温暖化防止活動推進センター」が行う啓発・広報、相談・助言等の活動を支援します。
- (4) 地域や家庭において地球温暖化対策に関する普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「地球温暖化防止活動推進員」による学習会等を開催する市町村、団体などを支援します。
- (5) 住民、民間団体、事業者などが構成員となり、日常生活における温室効果ガス排出抑制等に関する取り組みを協議し、実践する組織である「地球温暖化対策地域協議会」の設置を促進します。
- (6) 温室効果ガス排出量取引 や炭素税 など、温室効果ガス排出削減につながる新たな手法や制度に関する情報収集・調査検討を行います。
- (7) 地球環境保全や省エネルギーなどに関する情報提供や普及啓発等を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着を促進します。
- (8) 自動車排出ガスの排出抑制対策として、道路の整備や交差点の改良、交通需要マネジメントの導入、公共交通機関の利便性の向上、高度道路交通システムなど IT 技術を活用し、交通の分散と円滑化を図ります。
- (9) 低公害車の導入を促進するとともに、行政で率先して低公害車を導入します。また、アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発などを推進します。
- (10) 自家用車と鉄道、バスを組み合わせたパークアンドライド の普及啓発やノーマイカーデーの推進等により、自動車の交通量の低減を図ります。
- (11) 「森林吸収源対策推進プラン」に基づき、モデル的な重点区域を設定し、適切な森林の整備・保全を推進します。
- (12) 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産木材の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材資源を循環利用する森林整備を推進します。

4 -2 オゾン層の保護対策の推進

- (1) 県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理に関する普及啓発を行うとともに、「フロン回収破壊法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。
- (2) 事業者が行う代替フロン、脱フロンのための施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

4-3 クリーンエネルギーの活用

- (1) 太陽光、太陽熱、風力、中小水力、廃棄物発電や余熱利用など再生可能で環境への負荷の少ない地域分散型のクリーンエネルギーの導入可能性について調査・検討を進めます。
- (2) 製材木屑や未利用間伐材の木質系廃棄物、家畜排せつ物などの有機資源を活用するバイオマスエネルギーの有効利用を促進します。
- (3) エネルギー効率の高い住宅建築や太陽光発電、家庭用の熱供給システムなどの導入を促進します。
- (4) エネルギーマネジメントシステムの導入や、コージェネレーションシステム、地域熱供給システムなど地域特性に応じたエネルギー効率の高い設備の導入を促進します。
- (5) 公共建築物へのクリーンエネルギー化や省エネルギー化に努めます。

4-4 国際協力の推進

- (1) 環境科学研究所を中心に国内外の研究機関等との連携や交流、情報交換を図り、国際シンポジウムなどの環境に関する学術レベルの国際会議を開催します。
- (2) 国際環境自治体協議会（ICLEI）の会員として、世界各国の環境情報の収集や本県の環境情報の提供を行います。
- (3) 他の研究機関との交流や若手研究者の育成、研究機関の活性化を図るため、国内外の研究者との交流を進めます。

環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 温室効果ガス総排出量	7,424 千 t-CO ₂ (H12)	6,189 千 t-CO ₂ (H22)
2. 森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	656 千 t-CO ₂ (H14)	864 千 t-CO ₂ (H22)
3. エコドライブ宣言車両率	12.3%(H15)	16%
4. 低公害車導入台数（軽自動車を除く。）	49,940 台(H15)	増やします。

第5節 環境教育・環境学習の推進

現状と課題

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものであり、私たち一人ひとりが原因者であり、かつ、その影響を受けるという認識が必要です。

「環境日本一やまなしの確立」を図っていくためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、自らの責任と役割を理解し行動していく必要があります。このため、環境問題の正しい理解及び環境保全意識を醸成する環境教育や環境学習は非常に有効な手段です。

国では、平成15年7月「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を制定し、環境教育や環境学習のさらなる推進を図るなど、環境保全に向けた環境教育・環境学習の取り組みを進めています。

本県では、環境学習施設の整備や充実を図るとともに、民間団体等が主催する環境保全に関する研修会等へ環境アドバイザーを派遣し、県民等の環境保全意識の高揚を図ってきました。

また、自然とのふれあいを促進するための体験学習の実施や「地域を育てる環境活動推進校」の指定などにより未来を担う子供達への環境教育を進めてきました。

さらに、環境科学研究所及び森林総合研究所において、小中学校の教員を対象とした環境に関する講座等を行ってきています。

今後、様々な環境教育や環境学習への取り組みを推進していくため、環境教育や環境学習に係る人材育成を図っていくとともに、環境教育や環境学習の対象は子どもから高齢者まで幅広い年齢層に及ぶため、その年齢層に応じたプログラムの開発とそれを実施する場や機会の確保が求められています。

また、環境教育や環境学習は、あらゆる環境分野に関わっており、幅広く取り組んでいく必要があるため、各主体との連携を図りながら推進することが求められています。

施策の方向

5 環境教育・環境学習の推進

5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

5-2 人材の育成

5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

- (1) 環境教育や環境学習に係る多様なプログラムを開発し、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 総合的な学習の時間を活用し、特色ある環境教育を推進するとともに、学校林活動や森林体験学習など、自然とのふれあいを重視した体験的な学習の展開により、環境保全活動等につなげる取り組みを進めます。
- (3) 学校、民間団体、地域との連携を図るなかで、こどもエコクラブや緑の少年少女隊などの活動を推進します。
- (4) 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、環境アドバイザーなどの積極的な活用を促進します。
- (5) 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- (6) 環境教育や環境学習に関する情報提供や活動支援、活動拠点となる施設の機能充実を図ります。
- (7) 環境科学研究所や森林総合研究所などを中心に、環境問題を地球規模で考え、かつ、身近なことから実践することの大切さを学習する機会を提供します。

5-2 人材の育成

- (1) 県民、事業者の環境教育や環境学習を支援するなど、職場や地域におけるリーダーや指導者を育成し、県内各地への派遣を推進するとともに、そのネットワーク化を図ります。
- (2) 環境科学研究所や森林総合研究所等において、教職員や研究者等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数	18,547 人/年(H15)	19,000 人/年(H18)
2. やまなし森の教室参加人数	10,000 人/年(H15)	20,000 人/年
3. 学校林活動実施校数	23 校(H14)	46 校
4. 「緑の教室」受講者数	641 人(H15)	1,000 人
5. 親子エコスクール参加者数	40 人(H16)	40 人
6. 環境科学研究所による学習指導者派遣回数	11 回(H15)	15 回
7. 山梨環境科学カレッジ修了者数	24 人(H15)	24 人
8. 環境アドバイザー派遣回数	40 回(H16)	40 回

第6節 自発的な活動の促進

現状と課題

本県固有の風土と長い歴史によって形成されてきた、勤勉性、創造性、進取の気性など活力に満ち、知恵を育む県民性は、環境分野においても発揮されてきています。

本県では、全国に先駆けて、平成5年4月、「山梨県環境首都憲章」を制定し、このなかで、県民、事業者、行政の環境に関する行動規範・活動指針を定め、これまで、積極的な取り組みを進めてきました。

こうしたなかで、平成16年4月に施行した「山梨県環境基本条例」においても、「山梨県環境首都憲章」の理念を引継ぎ、私たち一人ひとりが、公平な役割分担のもと、環境の保全と創造を進めていくことの必要性を明らかにしています。

身近な環境問題から地球環境問題に至るまで、多くの環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と深い関わりを有しています。こうした問題を解決していくためには、各主体が、これまでの日常生活や事業活動を自ら問い直すとともに、環境への負荷の低減と環境の保全と創造に関する取り組みを進めていくことが不可欠です。

県内では、これまで、環境美化活動や緑化活動など、積極的な取り組みが行われてきました。今後も、意欲を有する県民や民間団体、事業者などによって自発的に行われる環境の保全と創造に関する活動が一層重要になってきます。また、これらの各主体が連携して取り組むことで、その効果が大きなものになることが期待できます。

施策の方向

6 自発的な活動の促進

6-1 環境に関する活動の展開

6-2 民間環境保全団体の協働の促進

6-1 環境に関する活動の展開

- (1) 県、民間団体、事業者、市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど、身近な環境保全活動への参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。
- (2) 県民、事業者等が自らの手で道路、河川、公園等の清掃、植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアにより、身近な公共施設の環境美化を進めます。
- (3) 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者等の環境美化意識の醸成と自発的な環境美化活動を促進します。
- (4) 市町村によるごみの減量化、リサイクル、省エネルギー、緑化活動など、地域の特性を踏まえた環境の保全と創造に関する活動の促進と、こうした実践活動に対する支援を図ります。
- (5) 「山梨県環境保全率先行動計画」に基づき、県自らが事業者、消費者として、省資源・省エネルギーの推進、グリーン購入の推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減に取り組みます。
- (6) やまなし森林フィールド情報ネットなど、ボランティア活動に対する情報の受発信とコーディネートネットワークを推進します。

6-2 民間環境保全団体の協働の促進

- (1) 県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」が行う全県的な環境保全、創造に関する活動に対して支援を行います。
- (2) 環境に関する民間団体等の連携を図るため、ネットワーク化に向けた取り組みを促進します。
- (3) (財)やまなし環境財団や(財)山梨県緑化推進機構を通じ、民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- (4) 河川の流域環境の保全に向けて、県境を越えた流域の県民、事業者等の連携による環境の保全や創造に関する取り組みを支援します。

環境指標

指 標 の 項 目	現 状 値	目 標 値
1. 環境美化活動参加者数	370,647 人(H14)	400,000 人
2. 土木施設環境ボランティア数	20 団体(H15)	50 団体
3. 人口10万人当たりのNPO法人数	10.6 法人(H15)	40 法人
4. 森林ボランティア団体数	18 団体(H15)	50 団体

第7節 情報の提供

現状と課題

県民、民間団体、事業者等に対して環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取り組みを積極的に進めていくためには、環境情報の充実はもとより、正確な情報の迅速な提供が不可欠です。

また、事業者による環境報告書等の公開は、住民との環境コミュニケーションの活発化を促進するために有効な手段となっています。

県では、大気や水質の状況等を常時監視するなど監視体制の整備を図り、環境情報の収集及び提供に取り組んでいます。

また、環境に関する様々な情報を広く県民に公表するため、「やまなしの環境」を毎年発行するとともに、平成10年11月より県のホームページに「やまなしの環境」を開設するなど、情報発信に努めています。

高度通信情報化社会である現代においては、多岐にわたる環境情報を総合的に収集するとともに、活用できるような情報発信を行っていく必要があります。

施策の方向

7 情報の提供

7-1 環境情報の総合的な収集

7-2 提供体制の確立

7-1 環境情報の総合的な収集

- (1) 環境科学研究所、環境情報センター等における環境情報の充実を図ります。
- (2) 事業者等に対して、環境活動の状況についてとりまとめた環境報告書の作成を促進し、環境コミュニケーションの活発化を促進します。

7-2 提供体制の確立

- (1) 多種多様な環境情報の収集体制と環境情報のデータベース化を行うなど、情報の提供体制の整備に努めます。
- (2) 「やまなしの環境」などの発行やホームページの機能充実など、様々な媒体を活用し、県民、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- (3) 環境科学研究所等における研究成果を広く県民に公表します。

環境指標

指 標 の 項 目	現 状 値	目 標 値
1. 環境科学研究所来館者数	46,266 人/年(H15)	50,000 人/年
2. 環境情報センタ - 利用者数	13,671 人/年(H15)	19,000 人/年
3. 環境科学研究所における図書等貸出数	図書 2,442 冊(H15) ビデオ 679 本(H15)	図書 2,900 冊 ビデオ 760 本
4. やまなしの環境アクセス数		12,000 件/年

第8節 調査・研究の実施

現状と課題

環境問題への対応や環境の保全に向けて、本県の環境の現状とこれに関連する最新の情報の収集や技術動向について把握するとともに、本県の特성에応じて、環境の保全及び創造、環境問題への対応に資する技術等の研究を行うことは重要です。

本県では、森林総合研究所、衛生公害研究所、衛生監視指導センターなどにおいて、環境モニタリングによる県内の環境の状態を把握するとともに、環境科学研究所において、環境の保全や各種環境問題の原因究明及び対策に関する調査研究や技術開発を推進しています。また、工業技術センターでは環境関連の技術開発、農業関係試験場では環境に配慮した持続的な農業の普及に向けた取り組みを行うなど、産業面からの環境に関する研究活動も進められています。

さらに、環境科学研究所では、環境に関する情報発信や環境保全に関する国際シンポジウム、フォーラムの開催など交流活動、環境教育、環境学習にも取り組んでいます。

今後も、本県の環境の現状把握とともに、「環境日本一やまなしの確立」に向け、循環型社会の構築、自然との共生、地球環境保全に資する調査・研究、技術開発を進めることが必要です。また、国内外の各種研究機関等と連携による情報や人材、技術の交流を図ることも求められています。

施策の方向

8 調査・研究の実施

8-1 環境モニタリングの実施

8-2 環境科学研究の推進

8-1 環境モニタリングの実施

- (1) 大気汚染や水質汚濁、騒音、ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など、定期的な監視、分析、測定を行います。
- (2) 多様な動植物の生息、生育の場となる森林の生態系に配慮した持続可能な森林経営を進めるため、モデル流域においてモニタリング、解析、評価を行い、新たな森林整備手法を検討します。

8-2 環境科学研究の推進

- (1) 環境科学研究所の環境分野に関する調査研究機能の強化を図るとともに、その他の研究機関、大学等と連携し、互いの技術力や研究成果を活用した、より高度な調査・研究を推進します。
- (2) 環境科学研究所における富士山の自然環境等や森林総合研究所における森林環境保全技術に関する研究など、行政課題に対応するための研究成果が県民生活に普及し、実際に活用されるよう、積極的に情報発信を行います。
- (3) 本県が有する環境保全に関する情報や技術等を広く世界に発信するとともに、国内外の研究機関、研究者との交流や国際シンポジウム、国際学会、フォーラム等の開催を通じて本県の技術等の一層の向上を図ります。

環境指標

指標の項目	現状値	目標値
1. 環境科学研究所研究テーマ数	27 テーマ(H16)	27 テーマ
2. 環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数	130 人(H16)	130 人